

改 正 後			現 行				
1 (略)			1 (略)				
2 (略)			2 (略)				
3 (略)			3 (略)				
別表1-1 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			別表1-1 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標	準都市部	施設の種類	標	準都市部		
救護施設	279,000	292,000	救護施設	272,000	285,000		
更生施設	279,000	292,000	更生施設	272,000	285,000		
授産施設	127,000	133,000	授産施設	124,000	130,000		
宿所提供施設	99,000	103,000	宿所提供施設	97,000	101,000		
社会事業授産施設	127,000	133,000	社会事業授産施設	124,000	130,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,800,000	12,300,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	11,600,000	12,100,000
	通所系 (注1)	5,890,000	6,180,000		通所系 (注1)	5,750,000	6,030,000
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				
別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標	準都市部	施設の種類	標	準都市部		
救護施設	370,000	388,000	救護施設	361,000	379,000		
更生施設	370,000	388,000	更生施設	361,000	379,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,800,000	16,500,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,400,000	16,200,000
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				
別表1-3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			別表1-3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標	準都市部	施設の種類	標	準都市部		
救護施設	370,000	388,000	救護施設	361,000	379,000		
更生施設	370,000	388,000	更生施設	361,000	379,000		
授産施設	168,000	176,000	授産施設	165,000	173,000		
宿所提供施設	132,000	138,000	宿所提供施設	129,000	135,000		
社会事業授産施設	168,000	176,000	社会事業授産施設	165,000	173,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,700,000	16,500,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,300,000	16,200,000
	通所系 (注1)	7,650,000	7,870,000		通所系 (注1)	7,480,000	7,720,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	14,200,000	14,800,000
障害福祉関係施設	入所系	13,100,000
	通所系	6,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	19,900,000	21,200,000
障害福祉関係施設	入所系	17,500,000
		18,400,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	12,600,000
	通所系	6,280,000
		13,200,000
		6,600,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	13,900,000	14,500,000
障害福祉関係施設	入所系	12,900,000
	通所系	6,390,000
		13,500,000
		6,700,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	19,500,000	20,700,000
障害福祉関係施設	入所系	17,100,000
		18,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標 準	都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	12,400,000
	通所系	6,130,000
		12,900,000
		6,440,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	16,800,000	17,600,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		310,000	325,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	13,100,000	13,700,000
	通所系 (注1)	6,500,000	6,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		411,000	431,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,500,000	18,400,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	16,400,000	17,200,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-8
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		302,000	317,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	12,900,000	13,500,000
	通所系 (注1)	6,390,000	6,700,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-9
 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		401,000	421,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,100,000	18,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		507,000	532,000
更生施設		507,000	532,000
授産施設		239,000	250,000
宿所提供施設		192,000	201,000
社会事業授産施設		239,000	250,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,500,000	22,500,000
	通所系 (注1)	10,400,000	10,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		672,000	705,000
更生施設		672,000	705,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,700,000	30,000,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		672,000	705,000
更生施設		672,000	705,000
授産施設		317,000	332,000
宿所提供施設		254,000	266,000
社会事業授産施設		317,000	332,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,600,000	29,900,000
	通所系 (注1)	13,600,000	14,200,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

現 行

別表2-1

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		495,000	519,000
更生施設		495,000	519,000
授産施設		234,000	245,000
宿所提供施設		187,000	196,000
社会事業授産施設		234,000	245,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,000,000	22,000,000
	通所系 (注1)	10,200,000	10,600,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		657,000	689,000
更生施設		657,000	689,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,000,000	29,300,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標準	都市部
救護施設		657,000	689,000
更生施設		657,000	689,000
授産施設		309,000	324,000
宿所提供施設		248,000	260,000
社会事業授産施設		309,000	324,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	27,900,000	29,200,000
	通所系 (注1)	13,300,000	13,900,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	25,800,000	27,000,000
障害福祉関係施設	入所系	25,000,000
	通所系	12,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	36,400,000	38,200,000
障害福祉関係施設	入所系	33,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	24,000,000
	通所系	11,600,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	32,000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表2-4
 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	25,200,000	26,400,000
障害福祉関係施設	入所系	24,500,000
	通所系	11,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-5
 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害児入所施設(主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る)	35,600,000	37,300,000
障害福祉関係施設	入所系	32,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-6
 (公害防止対策事業として行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	23,500,000
	通所系	11,300,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表2-7
 (公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価
 (単位:円)

施設の種類	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	31,200,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後			
別紙2-8 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		563,000	591,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	23,900,000	25,000,000
	通所系 (注1)	11,500,000	12,000,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること			
別紙2-9 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		747,000	784,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	31,900,000	33,300,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること			

現 行			
別紙2-8 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		550,000	577,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	23,300,000	24,500,000
	通所系 (注1)	11,300,000	11,800,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること			
別紙2-9 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部	標 準 都 市 部
救護施設		730,000	766,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	31,100,000	32,500,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること			